議案第18号

北本市収入印紙等購入基金の設置、管理及び処分に関する 条例の一部改正について

北本市収入印紙等購入基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部 を次のように改正する。

令和6年2月20日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市収入印紙等購入基金の設置、管理及び処分に関する条例の 一部を改正する条例

北本市収入印紙等購入基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成 12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

題名中「北本市収入印紙等購入基金」を「北本市収入印紙購入基金」に改める。

第1条中「及び埼玉県証紙(以下「収入印紙等」という。)」を削り、「北本市収入印紙等購入基金」を「北本市収入印紙購入基金」に改める。

第2条中「500万円」を「300万円」に改め、同条ただし書中 「収入印紙等」を「収入印紙」に改める。

附則

この条例は、令和6年3月29日から施行する。